

## 監査結果公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年度財政援助団体等の監査の結果について

令和5年1月30日

東かがわ市監査委員 楠 田 敬

東かがわ市監査委員 三 好 良 治

東かがわ市監査委員 大 藪 雅 史

令和4年度

# 財政援助団体等監査報告書

東かがわ市監査委員

本報告書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第9項の規定により東かがわ市議会及び東かがわ市長に報告するものである。

令和5年1月

東かがわ市監査委員	楠 田 敬
同	三 好 良 治
同	大 藪 雅 史

# 目 次

## 頁

第 1	基準に準拠している旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 2	監査の種類・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 3	監査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 4	監査の着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第 5	監査の主な実施内容・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第 6	監査の実施場所及び日程・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第 7	監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	一般社団法人パペットナビゲート・・・・・・・・	6
	井筒屋敷佐野家保存会・・・・・・・・	7
第 8	監査対象団体の概要・・・・・・・・	9

## 第1 基準に準拠している旨

監査委員は、東かがわ市監査基準に準拠して監査を行った。

## 第2 監査の種類

財政援助団体等監査(地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による監査)

## 第3 監査の対象

### 1 一般社団法人パペットナビゲート

#### ア 指定管理

上記の者が指定管理者である指定期間

平成30年4月1日～令和5年3月31日

#### イ 指定管理料(直近3ヶ年度)実績

※ 令和2年度	※ 令和3年度	※ 令和4年度
39,210,000円	37,760,000円	38,416,000円

※令和2年度は、指定管理料のほかコロナ感染症対策として指定管理者持続化給付金(2,000,000円)を含む。

※令和3年度は、ミュージアム改修復旧費(550,000円)を含む。

※令和4年度は、電気料金の値上げ分に係る補填(1,206,000円)を含む。

#### ウ 収支の状況

(単位：円)

区分	項目	令和2年度 収支決算	令和3年度 収支決算	※ 令和4年度 (当初)予算
収入	指定管理料 (割合%)	39,210,000 (45.8)	37,760,000 (35.5)	37,210,000 (49.0)
	※その他の収入額 (割合%)	46,417,766 (54.2)	68,573,185 (64.5)	38,788,300 (51.0)
	計 (割合%)	85,627,766 (100.0)	106,333,185 (100.0)	75,998,300 (100.0)
支出	計	85,627,766	106,333,185	75,971,437
収支差額		0	0	26,863

※令和4年度当初予算は、電気料金の値上げに係る補填を含まない。

※その他の収入額は、自主事業及び指定管理業務に係る収入。

エ その他の収入額の内訳

(単位:円)

内 容	令和 2 年度	令和 3 年度
とらまる座入館料	1,764,550	1,723,700
ミュージアム入館料	1,071,050	1,593,800
ミニチュア館入館料	2,066,450	2,733,900
セット券	2,287,450	2,884,300
貸館料	1,275,000	1,390,000
会費収入	123,800	160,950
工作ワークショップ収入	133,200	211,800
自販機	505,467	511,819
雑収入	43,907	69,048
特別公演収入	16,200	217,100
助成金	17,301,000	29,016,000
外部連携収入	5,069,900	10,794,900
ショップ	343,195	865,040
期首・期末棚卸し差額	88,224	4,420
コロナ関連給付金	2,200,000	0
雇用調整助成金	4,650,729	2,730,324
とらまる座 30 周年事業引当金	—	6,000,000
当年度施設活性化引当金	—	7,666,084
施設活性・特別事業補填	2,679,780	0
コロナ禍収入補填	4,797,864	0
合 計	46,417,766	68,573,185

## 2 井筒屋敷佐野家保存会

### ア 指定管理

上記の者が指定管理者である指定期間

平成31年4月1日～令和6年3月31日

### イ 指定管理料(直近3ヶ年度)実績

令和2年度	令和3年度	令和4年度見込
9,870,000 円	9,870,000 円	9,870,000 円

### ウ 収支の状況

(単位:円)

区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度予算
収入	指定管理料 (割合%)	9,870,000 (41.9)	9,870,000 (42.1)	9,870,000 (39.1)
	※その他の収入額 (割合%)	13,690,209 (58.1)	13,593,345 (57.9)	15,370,000 (60.1)
	計 (割合%)	23,560,209 (100.0)	23,463,345 (100.0)	25,240,000 (100.0)
支出	計	23,573,445	23,365,864	24,900,000
収支差額		-13,236	97,481	340,000

※その他の収入額は、自主事業及び指定管理業務に係る収入。

### エ その他の収入額の内訳

(単位:円)

内容	令和2年度	令和3年度
母屋入館料	768,700	821,450
母屋サービス料	61,000	35,000
三之蔵物販	9,896,367	9,007,607
貸館等(テナント料)	583,781	422,400
貸館等(使用料)	24,300	29,680
雑収入・受取利息	1,582,311	448,031
その他	773,750	2,829,177
合計	13,690,209	13,593,345

#### 第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合规性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示等の妥当性等

#### 第5 監査の主な実施内容

令和2年度、令和3年度並びに令和4年4月1日から令和4年8月31日までに執行した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査の証拠を入手して、監査を実施した。

#### 第6 監査の実施場所及び日程

監査期日	監査の対象	実施場所	所管課名
R4.11.24	一般社団法人パペットナビゲート	とらまるパペットランド	生涯学習課
R4.11.24	井筒屋敷佐野家保存会	讃州井筒屋敷	地域創生課

※ 監査実施前、所管課の生涯学習課・地域創生課に、調書・資料等の関係書類の提出を求めた。

#### 第7 監査の結果

監査結果としては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係諸帳簿、証拠書類等の照合等により監査したところ、2団体とも全般的に概ね適正であった。

しかし、一部において改善を要する事項が見受けられた。具体的な改善を要する事項は、次のとおりである。なお、監査時の軽易な誤謬や失念による記載漏れは口頭指導にとどめた。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

実施対象別の監査の改善等を求める事項の件数一覧表

実施対象	項目				
	指摘事項	注意事項	検討事項	要望事項	計
1 一般社団法人パペットナビゲート	—	—	1	2	3
2 井筒屋敷佐野家保存会	—	—	4	—	4



## 備考

- 1 指摘事項とは、違法又は不当な事項で是正すべきもののうち重大なもの
- 2 注意事項とは、違法又は不当な事項で是正すべきもの、その他適性を欠く事項で是正すべきもの
- 3 検討事項とは、事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から改善に向けた検討を求めるもの、その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善に向けた検討を求めるもの
- 4 要望事項とは、制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

① 一般社団法人パペットナビゲート

検討事項	
ア	備品管理について
	<p>固定資産に係る備品の管理について、年に1回程度確認しているとの回答を得たが、それを証明する資料が提示されなかった。</p> <p>いつ誰が何を確認したのかを記録等により残さなければ、その信憑性が問われることになるため、備品管理のための様式を作成し、備品の管理状況を書面に残すことが望ましい。</p>

要望事項	
ア	月次処理資料の管理について
	<p>収支の月次処理は、会計ソフトにより管理され、毎月画面上で確認して印刷はしていないとの説明があった。会計ソフトから情報が必要な時には記録の確認は可能とのことであったが、月次処理の資料は、一般社団法人パペットナビゲート会計処理規定第22条2項には、「預貯金については、月に1回預金通帳残高と照合しなければならない。」と規定されていることから、誰がいつ照合したのか証跡を残す書類を印刷したうえで管理することが望ましい。</p>
イ	議事録の管理について
	<p>役員会等の議事録については、臨時理事会での資料を提示されただけで、その他の議事録については、他のファイル等に分かれて管理されているとの説明があり、すぐに閲覧できない状態であった。</p> <p>役員会等の議事録は、いつでも提示できる状態で一元管理することが望ましい。</p>

② 井筒屋敷佐野家保存会

検討事項	
ア	<p>予算、決算、事業報告並びに事業計画等、保存会の基本事項の審議・決議(規約の充足化)について</p> <p>会議の開催状況について確認のところ、コロナの影響で役員会議は開催されていないため決算等の承認決議は行われておらず、また書面評決の規定もないとのことで、決算等の基本事項に対する当保存会としての決議を確認することはできなかった。当保存会は「権利能力のない社団」としての位置づけであるが、権利能力なき社団の成立要件は、判例(最判昭和 39 年 10 月 15 日判決)によれば①団体としての組織をそなえ、そこには②多数決の原則が行なわれ、③構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、しかして④その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているものでなければならないとされている。</p> <p>社団としての重要な意思決定は多数決によることが求められているので、予算、決算、事業報告並びに事業計画等の保存会の基本事項については、審議・決議が必要と思われる。</p> <p>また会議について、保存会の規約には「保存会の会議は役員及び顧問により随時行う」とのみ記述されており、予算、決算、事業報告等の基本事項を決定するとの記述はなく、また総会並びに会員の決議への参加についても記述はない。</p> <p>会議は団体の意思決定を行なう場であり、会議の種別・定員数・議決について定め、団体の意思決定について、団体内の複数の会議のどこにどのような権限があるのかを規約で明確にする必要があると思われる。</p> <p>決議手続きを明確にするためにも、会議に関する規約及び手続きを見直し、同保存会の基本事項を決議できる体制を構築することが望ましい。</p>
イ	<p>経理規程等の制定について</p> <p>当保存会の会計・経理の業務・責任体制を確認のところ、規約では会計役員が会計に関する業務を行うことになっているが、実際には副会長が局長を兼任して会計を含めた業務全体を指導していることを聴取した。また支払承認基準も前組織(ニューツーリズム協会)の基準を参考に対応しているとの説明で、文書化された規定はない。</p> <p>当保存会は、井筒屋敷の管理業務の他、商品(土産物)の販売、飲食店の経営、イベント開催も行なうなど広範囲な事業活動を行い、会計処理も多岐にわたるが、如上の状況では、体制的に十分に対応できているとはみられず、経理規程等を制定し、会計・経理の業務・責任体制を明確にすることが望ましい。</p>

ウ	<p>施設等の保守点検について</p> <p>「機器・保守点検業務」、「日々点検業務」について、事業報告書ではそれぞれ「日常点検を実施した。」「毎日、外観目視による点検を行った。」との記述があり、記録は取っていないが実施していたとの説明を受けた。但し、今後の日々の保守点検の結果については、点検管理のための様式が別紙で示され、この様式で対応したいとの事であった。</p> <p>今後の施設等の保守点検については、点検結果の証跡が残る様式が望ましい。</p>
エ	<p>備品の管理について（所管課）</p> <p>備品と備品台帳の突合による確認については、引き継いだ時に、おおよその確認はしたが壊れて処分した物もあり、全ての確認は行っていないとの事であった。</p> <p>また、所管課においても基本協定書には備品の取扱についての管理方法が明確にされていないので、報告義務等のルール付けが必要であると考えているとの事であった。</p> <p>備品は、実際に物があるかどうかの確認が必要で大切なことである。協定書において備品管理の方法を明記するよう検討されたい。</p>

## 第8 監査対象団体の概要

### 1 一般社団法人パペットナビゲート

ア 団体名： 一般社団法人 パペットナビゲート

(設立年月日:平成 24 年 10 月 1 日)

イ 目的(定款第3条)

当法人は、人形劇の社会的・芸術的役割を踏まえ、人形劇を核とした舞台芸術の活性化を目指し、優れた舞台芸術や遊びを含む総合的な体験活動を提供して、将来を担う子どもたちを中心に、健全な社会形成に通じる文化事業を行うとともに、人形劇文化および地域文化の振興と発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 人形劇を核とした文化芸術、教育活動の企画、研究、制作、発表およびコンサルティングに関する事業
- (2) 人形劇公演を主として、演劇、演芸、演奏および各種舞台芸能の公演に関する事業
- (3) 劇場、博物館などの管理運営委託に関する事業
- (4) 人形劇を核とした文化芸術、観光、教育諸活動による地域活性化に関する事業
- (5) その他、前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

ウ 事務所所在地

香川県東かがわ市西村1155番地

(東かがわ市とらまるパペットランド内ミニチュア児遊館)

エ 組織(令和4年8月31日現在)

役員4名

代表理事	常務理事	理事	監事
1名	1名	1名	1名

※常勤は代表理事と常務理事の2名。その他は、非常勤。

職員7名

契約職員(無期)	契約職員(有期)
4名	3名

※短期契約職員は、運営事業ならびに自主事業の公演を担う。

オ 指定管理の業務内容

- 1 施設維持管理業務
- 2 運営業務
  - 1) 地域への芸術・文化の浸透
  - 2) 市内子ども向け優待
  - 3) 市内アマチュア劇団向けの人形劇講座及び指導
  - 4) 市内関係団体との連携
  - 5) 安心、安全な遊び場の提供
  - 6) 体験メニュー等の提供

### 3 自主事業業務

1. 2以外の人形劇公演及びイベント等は指定管理者の自主事業であるが、芸術・文化に資するため、広く人形劇の普及を図る事業

#### カ 施設の利用実績

(単位:人)

名 称	R1	R2	R3	R4 見込
とらまる座	11,688	5,766	6,213	8,000
ミニチュア児遊館	27,230	12,774	17,526	20,000
ミュージアム	10,218	4,660	6,564	8,000
合 計	49,136	23,200	30,303	36,000

#### キ 人形劇公演の実績

(単位:回)

指定管理事業	R1	R2	R3	R4 見込
指定公演	97	105	101	110
小計	97	105	101	110
自主事業	R1	R2	R3	R4 見込
自主公演	26	12	19	21
小計	26	12	19	21
合計	123	117	120	131

## 2 井筒屋敷佐野家保存会

ア 団体名：井筒屋敷佐野家保存会

(設立年月日：平成30年1月15日)

イ 目的(会則第2条)

保存会は、歴史ある讃州井筒屋敷の保存、管内のイベントなどの実施、地域に貢献した佐野新平翁の業績の後世への伝承などの活動を通じ、引田のまち並みを活用した東かがわ市内観光の発展に貢献するとともに、地域の連携と交流を促進することを目的とする。

ウ 事務所所在地

香川県東かがわ市引田2163番地

エ 組織(令和4年8月31日現在)

役員7名

会長	副会長	運営委員	監事
1名	2名	3名	1名

事務局10名

職員	パート	アルバイト
1名	3名	6名

オ 指定管理の業務内容

○維持管理業務

- 1) 清掃・植栽管理業務
- 2) 機器・保守点検業務
- 3) 警備業務
- 4) 日常点検業務
- 5) 修繕業務
- 6) 備品管理業務
- 7) 経理業務
- 8) 危機管理業務
- 9) 報告業務
- 10) 受付業務
- 11) 指導業務
- 12) 利用促進業務
- 13) その他

カ 施設の入館者実績

(単位：人)

名称	R2	R3
母屋棟	2,786	2,913

※母屋以外の施設は、入館料を聴取していないため入館者数は不明。